

ワーク 11

悪質商法とたたかう 手段はまだある

手段 その3 消費者契約法で契約を取り消せるか

クーリング・オフや中途解約できなかったケースをチェックしてみよう

Cさんは1~4に該当するだろうか?

次の場合は取り消せます。

- ## 1. ウソの情報を与えられた場合

私の場合は
ウソの情報を与えられた場合
だから取り消せるはず。

- ## 2. 消費者に不利益な情報が提供されない場合

- ### 3. 不確実な情報を確実な情報として告げられた場合

4. 勧誘の場所から出ていかない、又は出て行かせない場合



手段なし

雲隠れしちゃって、
どうしようもないよ

ネット取り引きは慎重に

手段 その 1 クーリング・オフできるか

ワーク10のA君・B子さん・Cさんのケースを記入してチェックしてみよう。

クーリング・オフ チェックシート				(今日の日付 8月8日)
	A君	B子さん	Cさん	チェック内容
1 どこで (契約場所)	自宅 <input checked="" type="checkbox"/>	喫茶店 <input checked="" type="checkbox"/>	イタネット <input checked="" type="checkbox"/>	業者の営業所など以外であること
2 何を (契約対象)	教材 <input checked="" type="checkbox"/>	エスカイアゴ <input checked="" type="checkbox"/>	くつ <input checked="" type="checkbox"/>	特定商取引法の指定商品・役務・権利であること
3 いつ (契約日)	8月1日 <input checked="" type="checkbox"/>	7月30日 <input type="checkbox"/>	8月1日 <input checked="" type="checkbox"/>	契約書面の受領日から8日以内であること (マルチ・内職商法 20日)
4 いくらで (金額)	60万 <input checked="" type="checkbox"/>	30万 <input checked="" type="checkbox"/>	45000 <input checked="" type="checkbox"/>	3,000円未満の現金取引ではない
5 誰が (契約者)	母 <input type="checkbox"/>	自分 <input type="checkbox"/>	自分 <input type="checkbox"/>	未成年である
6 使用・消費したか	開封のみ <input checked="" type="checkbox"/>	3回利用 <input checked="" type="checkbox"/>	していない <input checked="" type="checkbox"/>	政令指定消耗品を使用・消費していないこと
7 取引形態は (商法名)	電話 <input checked="" type="checkbox"/>	キヤチ <input checked="" type="checkbox"/>	ネット <input type="checkbox"/>	通信販売でないこと
判定	クーリング・オフができるものを ○で囲む		クーリング・オフができないものを ○で囲む	
	A君 B子さん Cさん		A君 B子さん Cさん	
	すぐに通知書を送ろう		手段 その 2 へ行こう	

クーリング・オフ

父母(法定代理人)の同意を得ないで行った未成年者の契約は、取り消せる。

特定商取引法でのクーリング・オフ 特定商品・権利・サービスの例

真鍮用物 建具 毛糸 ミシン 電動工具 はかり 血圧計 電話機
電卓 温湿度メーター 真鍮器具 液壓機 消火器 扇叶 蒸気熨斗 鳥糞
家庭電気器具 家庭 おもちゃ 事務用品 防音器具 自動二輪車
自転車 衣服 治療 アベ 药品 開紙机 錠蓋 水素気瓶媒体
容器 銅製品 かつら 布団 カーテン 仙康神錠 石村製品
美術工芸品など

(羽林社) 健康食品 食器 コードレス 生理用品 化粧品 防虫剤

語学の教習を受ける権利 保健施設・スポーツ施設を使用する権利

サービス 品物の取り付け・設置 家庭装飾・スポーツ施設の利用
税金估算 エステティックサロン 衣服の仕立て
自宅への入居申込み手続きの代行 質の改良
家庭での有害植物の防除 住店の清掃 技芸・知識の教授など

次の見本を見て、内容証明郵便の文面を作ってみよう。

私は貴社の本家の就職についで、支那の新規もする所へ赴きました。支那銀行四年平成四年正月一日に上場。日本に四千五百萬円を出し、日本に一百四十万円を出しました。

手段 その 2 8日過ぎても、利用しても、中途解約できるか

特定継続的役務提供の指定6業種は中途解約権があります。

解約に応じて
くれない時は

手段 その 4 少額訴訟に踏み切るか

少額訴訟を利用するためには

- ① 裁判による請求額が60万円以下
 - ② 被告が少額訴訟手続きに異議がない
 - ③ 利用回数制限(年10回)を超えないこと